

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名及び住所
- (1) 三井住友海上火災保険株式会社

東京都千代田区神田駿河台三丁目 9 番地

(2) 損害保険ジャパン株式会社

東京都新宿区西新宿一丁目 2 6 番 1 号

(3) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

東京都渋谷区恵比寿一丁目 2 8 番 1 号

(4) 東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 6 番 4 号

(5) 共立株式会社

東京都中央区日本橋二丁目 2 番 1 6 号
- 2 指名停止の期間
- 令和 6 年 1 2 月 5 日から令和 7 年 3 月 4 日まで (3 カ月)
- 3 指名停止措置対象区域
- 全区域
- 4 事実の概要
- 保険契約者・発注者が行った損害保険契約に関し、令和 6 年 1 0 月 3 1 日、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条 (不当な取引制限の禁止) の規定に違反する行為を行っていたとして同法第 7 条第 2 項及び第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令 (共立株式会社は排除措置命令のみ) を受けた。
- 5 指名停止理由
- 本件については、「独立行政法人家畜改良センターの契約に係る指名停止の措置要領」別表第 2 第 4 号 (独占禁止法違反行為) に該当する。

「独立行政法人家畜改良センターの契約に係る指名停止の措置要領」別表第 2 第 4 号

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 4 業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき (次号及び第 1 1 号に掲げる場合を除く。) 。	当該認定をした日から 2 カ月以上 9 カ月以内